

○総務省告示第三百八十号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十二条第一項第八号の規定に基づき、令和元年総務省告示第二百六十六号（電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月十日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>[一〇三 略]</p> <p>四 一般社団法人電波産業会が定める規格のうち、次のいずれかのもの</p> <p>1 <u>ARIB STD-T101</u></p> <p>2 <u>ARIB STD-T107</u></p> <p>3 <u>ARIB STD-T108</u></p> <p>[五〇九 略]</p>	<p>[一〇三 同上]</p> <p>四 一般社団法人電波産業会が定める規格のうち、<u>ARIB STD-T107</u> 又は <u>ARIB STD-T108</u></p> <p>[新設]</p> <p>[五〇九 同上]</p>
<p>備考 表中の「<u> </u>」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	